

旧優生保護法問題検証会議
2026年度第1回検証会議議事録

1 日 時 2026年5月1日（金）午後1時～午後3時50分

2 場 所 弁護士会館17階1701AB会議室

3 出席者

（委員）

松原洋子座長、池田賢市委員、岩井伸晃委員、大橋由香子委員、上東麻子委員、北三郎（仮名）委員、小山剛委員、齋藤有紀子委員、坂元茂樹委員、佐々木信夫委員、関哉直人委員、田門浩委員、利光恵子委員、奈良岡聰智委員、西村武彦委員、藤井克徳委員、藤野豊委員、藤原久美子委員、松永千恵子委員、三村將委員、村井良太委員

（事務局）

採澤友香事務局長、関口瑞紀事務局次長

4 議 事

（採澤事務局長）事務局長の採澤です。予定している時間となりましたので、これから旧優生保護法問題検証会議2026年度第1回の検証会議を始めます。

初めに、検証委員の皆様に向けての注意事項です。

本日の会議はオンライン上で一般公開されています。

また、情報保障として手話通訳と文字通訳が入っています。

発言する際は、初めに自分のお名前を名乗っていただき、ゆっくりわかりやすい言葉で発言するようお願いします。

本日の会議は16時までに終了することを予定しております。

議事進行にご協力をお願いいたします。

次に、主に傍聴する方に向けてのご案内と注意事項です。

文字通訳をご利用の場合、日弁連法務研究財団のホームページに掲載している「字幕案内」のURLをクリックしてご利用ください。

本検証会議は録音・録画を禁止しております。ご注意ください。

もし、マスメディア関係者の方が報道を目的として本検証会議の動画や画像を使用されたい場合は事前にご連絡ください。

では、会議を始めるにあたり、出席者の確認をいたします。

まず、松原座長、坂元委員長、齋藤委員長、利光委員長、池田さん、大橋さん、上東さん、田門さん、奈良岡さん、松永さん、三村さん、佐々木さん、西村さん、藤井

さん、北さん、関哉さん、村井さん。

オンラインでご参加の岩井さん、藤野さん、藤原久美子さん。

今、お入りになっているメンバーは、以上の方々です。

よろしく申し上げます。

それでは、ここからは、松原座長にて進めていただくようお願いいたします。

(松原座長) 皆さん、こんにちは。座長の松原でございます。

本日の検証会議は、2026年度第1回となります。

つきましては、冒頭で、新年度のご挨拶を簡単にさせていただきます。

旧優生保護法問題検証会議は、昨年10月に設置されまして、その後、2026年3月まで、合計5回の公開での検証会議を開催してまいりました。

また、検証会議では、作業部会的な位置づけで、三つの分科会を設けておりまして、こちらでは、昨年10月以降、4月まで合計22回の会議が行われております。

それぞれの分科会で大変活発な調査、検証作業が進められております。

様々なお立場の方への聞き取り調査であるとか、資料調査であるとか、委員の方々それぞれご担当に応じて従事しておられます。

2026年度は最終報告書の提出に向けて大変重要な1年になると認識しております。

既に今申し上げたような調査活動が進められておりますが、それらの活動を通じて、集められた情報を委員それぞれが検討し、委員がお互い意見交換をしながら、しっかりと検証作業を進めていくということが必要になってまいります。

報告書に向けて、今年度は、どのような内容にするのかと構成についても議論をまとめていく所存でございます。

委員の皆様方におかれましては、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

では、ご挨拶は以上とさせていただきます。早速、本日の議事に入ります。

本日の検証会議では、二つの事項を取り扱うこととなっております。

まず、旧優生保護法国家賠償請求訴訟の原告であった朝倉典子さんの聞き取りを行います。

朝倉さんと同じく訴訟の原告であった日田梅さんの聞き取りも行う予定でしたが、大変残念なことに、ご体調の関係で本日お越しになれないことから、今回は朝倉さんの聞き取りのみを行います。

聞き取りは1時間程度を予定しております。

朝倉さんの聞き取りの後、5分程度の休憩を挟み、各分科会からの報告をしていただき、今後の検証等の方針について意見交換を行う予定です。

では、まずは聞き取りを始めたいと思います。

ここからの進行は事務局にてお願いいたします。

(関口事務局次長) 事務局次長の関口です。

本日は、優生保護法被害者の朝倉典子さんからお話を聞き取る調査を行いたいと思います。

まず、朝倉さんにご自身の被害についてお話をいただき、次に、質疑応答とします。

皆さんに一つお願いがございます。

質疑応答にてご発言の際には、挙手の上、お名前を名乗ってからお願いいたします。

それでは、朝倉さん、お話をお願いいたします。

(松浦) 私は弁護士の松浦恭子と申します。本日はインタビュー形式で朝倉さんにお話しいただくこととしたいと思います。よろしく申し上げます。

朝倉典子さんですね。優生保護法裁判の原告になられましたね。

(朝倉) はい、そうです。

(松浦) 今日お話しする内容の詳しいことは裁判のときに作った陳述書を検証委員の先生方に前もってお渡ししています。

(朝倉) はい。

(松浦) 詳しい内容はその通りですね。

(朝倉) はい、そうです。

(松浦) では、最初に、典子さんが耳が聞こえなくなった年齢とその理由を教えてください。

(朝倉) 私は1歳半のときに、鼻ジフテリアが原因で聞こえなくなりました。

耳の病院に行ったんですけど、耳垂れがひどく、鼻水も止まらず、完治しない状態で手術もしたんですけど、なかなか治らない状態でした。

(松浦) ご家族の中では聞こえない人は、典子さんだけでしたか。

(朝倉) 私1人です。6人兄弟の3番目です。

(松浦) ご家族の中では典子さんが言いたいことを伝えたり、ご家族から典子さんに伝えたりするのは、どうやっていましたか。

(朝倉) ほとんど口話、口の形で読み取ったり、私は聞こえませんが、その口の動きを見て、少しずつ母からも一生懸命指導してもらってやってきました。

(松浦) 小学校からろう学校に通いましたか。

(朝倉) はい、そうです。

(松浦) 小学校では、授業で手話を教えてもらいましたか。

(朝倉) 全く手話はなくて、口話と音声の発音の練習ばかりで、手話が禁止だったようで、口形と音声の練習ばかりをしていました。

(松浦) 国語とか算数とか、そういう勉強はありましたか。

(朝倉) ありましたが、中学のときには、小学校の5年生の教科書を使ったりとか、

ほとんど、先生も黒板に書いたり、口の動きだけで指導されるので、授業内容はわからないままで、楽しくない授業でした。

(松浦) 先生は、聞こえる人ですか。

(朝倉) 皆さんほとんど聞こえる方で、2人ほど聞こえない先生、その洋裁の先生ともう1人は、美術の、水彩画だとか、そういう授業がありましたが、私は教えてもらっていませんでした。洋裁の先生は聞こえない先生がおられました、私は聞こえる先生に習っていました。

(松浦) 生徒さんはみんな聞こえない人たちでしたね。

(朝倉) そうです。

(松浦) 生徒さんは典子さんと同じようにみんな勉強がわからない様子でしたか。

(朝倉) そうですね。みんなですね、年齢が一緒というわけじゃなくて、入学した年齢が違うので歳が三つ上だったりとか、遅れて入学したりとかする。結構大きく5歳ぐらい離れている学年が一緒という人もいましたけれど、18人ぐらい生徒さんはいたと思います。中学を卒業して、就職する人もいれば、高校に上がる人は6人ぐらい。ちょっと少なくなったの入学でした。

(松浦) 先生たちは生徒さんが勉強がわからないなど困っているのに、何かしてくれましたか。

(朝倉) 手話ができない先生ばかりなので、黒板に板書をするんですけど、でも意味の説明とかがなくて、ただひたすら書かれるので、内容もわからないまま口の動きをパクパクとされていて、よくわかりませんでした。聞こえないからですね、わからなかったです。先生は、ほとんど見て見ぬふりで。お昼休み3時までで下校するんで、スポーツしたり、ソフトボールしたり、バレーボールしたり、楽しいことは放課後にはありましたが、先生自体は、見て見ぬふりでした。

(松浦) 中学校で寄宿舎に入りましたね。

(朝倉) はい、そうです。遠くから通っている人が多かったの。近くに福祉施設みたいなところがあるんですが、そこではなくて、新しい新設されたろう学校の隣に寄宿舎ができて、募集が出て、そこの入寮者が少ないので、ぜひ入らないかと言われてそこで勉強するのもいいよということで、母と相談して許可を得て入寮することができました。とても寮は楽しいところでした。

(松浦) 寄宿舎で楽しかったのは、何が楽しかったですか。

(朝倉) 手話ができる、手話を使って会話ができるということと、近くの山と一緒にレクチャーみたいな感じで登りに行ったり楽しんだり、勉強は全然でしたが、楽しいことはありました。

(松浦) 典子さんが手話を覚えたのは、どこで覚えたんですか。

(朝倉) 先輩が手話で話しているのを見て、「へー、これ手話なんだ、手でどうやって話すのかな」と、少しずつ教えてほしいということで、徐々に徐々に覚えて会話をす

ることができて、それが一番よかったです。

(松浦) 手話を覚えたことによって、典子さんはどんなふうになりましたか。

(朝倉) 気持ちが変わりました。やはり、口話で口の動きだけよりも、手を動かす手話での、やっぱり聞こえないから目で見ると会話っていうのがいいですね。今は手話を使って学習できますけど、昔は手話が禁止だったので、今、皆さん手話を使えて羨ましいです。

私も高齢になって今更難しいなっていう感じですね。

やっぱり手話がよかったです。使えるようになって。

(松浦) 中学校の授業で、例えば、国語とか数学とか、そういう授業を受けたことはわかりましたか。

(朝倉) 国語とかは、先生には習ったんでしょうけど、「てにをは」とか苦手で。算数の先生はすごくわかりやすく教えてくれたので、算数は比較的得意で、国語とかは全然意味がわからず、手話で教えてくれるわけではなく、口形だけしか見てなくて全然わからない。でも、数学は数を足したり引いたりわかりやすくて、すごく得意分野ではあります。

やはり手話でするのが内容がつかめていいですよ。

(松浦) 今から考えて、学校時代にもっと教えて欲しかったなと思うことはありますか。

(朝倉) そうですね。今はいいですよ、昔は全然駄目だったので、今の人たちがとても羨ましいです。テレビでも字幕が出るし、昔は字幕も何もなく内容が全然把握できなかったですけど、今の時代はとてもいいし。ただ、私は年齢的にも重ねていっているので今更勉強もなかなか難しいですね。今の学生さんが羨ましいです。

昔、手話で国語とか社会とかいろんな勉強ができたならよかったなと。改めて勉強するといいでしょけど、病気の影響もあって、なかなか記憶が滞っていて、耳の手術も2~3回しましたが、ちょっと記憶が低下してます。

でも、気持ちは頑張りたいと思ってます。何かしなさいと言われてるので。

(松浦) 典子さんは裁判のときに長い日本語の文章を読むことが少し苦手でしたか。

(朝倉) そうですね、わからないところがあって、(支援者の) 吉野さんが文章力があるので内容を教えてもらったりとかして、一生懸命裁判に挑みました。

ぼちぼち教えてもらいながら厳しい勉強でしたけど。

(松浦) 典子さんは新聞を1人で読んだり、ニュースのことを1人で理解したりするのは、得意ですか。苦手ですか。

(朝倉) 得意ではないですけど、わからないところもあります。「教えて」って言っても、なかなかそういう人も近くにおりませんので、スマホを使って調べながらとか、得意ではないですけど、何となくわかってはいます。

手話で教えてくれると、ニュースとかも手話があると勉強になっていいかなと思います。

ますけど。

(松浦) 裁判をする前に、優生保護法という言葉を知ってましたか。

(朝倉) 知りませんでした。

(松浦) 優生手術という言葉聞いたことはありましたか。

(朝倉) 主人と結婚した後に知りましたが。主人が手術したっていうのも宮城の裁判のニュースを見て、後々私も裁判に提訴することになったんですが、主人が「提訴したい」と。私はちょっと反対したんですけど、主人がしたいと。無理矢理連れて行かれて手術したから自分が被害者だということで裁判も頑張りました。

(松浦) そしたら裁判になった最近まで優生保護法とか法律とか、そういうことは全く知らなかったんですか。

(朝倉) そうですね、知りませんでした。情報不足で申し訳ないですが。

優生保護法のことは自分で知ったというよりも吉野さんに教えてもらって、そういうのがあるんだなということを知りました。

(松浦) では、もう一度、今度は典子さんが高校を卒業して、働くようになったときのことをお尋ねします。

高校を卒業して、どういう仕事に就きましたか。

(朝倉) 女性服の洋裁の仕事に入りました。

母はすごく心配して、聞こえない方々がいるようなところの職場がいいんじゃないか、ワークセンターみたいところが聞こえない人の集まりがあるんですが、そこが安心と言ってたんですが、先生は「典子さんはしっかりしてるから、一般の企業に入った方がいい」ということでそちらを選んで、女性服を取り扱うお店に就職しました。まずは見習いから始めました。

(松浦) 見習いの仕事で職場には他に聞こえない人はいましたか。

(朝倉) 聞こえない人は私だけでした。他に4名くらい。あまり多くないんです、人が。4～5名くらいの聞こえる人と一緒に働かして、家の近くの会社に勤めさせてもらいました。

お給金もわずかで見習いなので、勉強ということで、母はそれでもいいよと。まずは手に職をつけなさいというのが母の口癖でした。私も腕を磨きました。

(松浦) 職場の働いている他の人とはどんなふうコミュニケーションをとってましたか。

(朝倉) ほとんど筆談で口を開けてお話してもらったり、紙に書いてやり取りしてもらったり、皆さんは作業をしながら、手を動かしながら喋れるけど、私はそういうことはできなくて、黙々と作業してましたが、聞こえないからしょうがないなと思いながらですね。

(松浦) その職場はどのくらい勤めましたか。

(朝倉) 短かったですね。長く勤めたかったんですけど、耳垂れがして、ちょっと臭

いがすることで周りに迷惑掛けるから、どうしても頭を下に向いて作業をすることで、耳垂れが出やすくて、中耳炎の影響もあって。なので、途中で中座してトイレで耳に綿を詰め直したりとか、そうやって繰り返して、綿は、実際に職場に持って行って、付け替えとかをしていたんですけど、そういうことがあって、耳垂れということがあって、何年勤めたか。1年を切るぐらいですね、1年弱で仕事は辞めました。

(松浦) その後はどんな仕事をしましたか。

(朝倉) しばらくは家にいたんですけど、父の親戚の方が保険とかが加入できる場所、健康保険、社会保険があるところに入った方がいいということで紙折りとか箱折りの仕事をして。その後入院して手術もしたんですけど、完治はしていないんですが、ある程度治ってきて、保険のあるところに勤めていたので安心して手術を受けることができました。

結婚後はスーパーで働きました。結婚する前は紳士服の仕立てのほうの縫製の仕事をしました。

独身のときは、女性服の後に、耳の手術をした後に今度、紳士服の方のお仕事、ズボンやジャケットを仕立てたり、そこで、私と男性の方と2人、技術を磨いて1年ぐらいして嫁ぎましたかね。

(松浦) 結婚した後はスーパーで働いたりしましたね。

(朝倉) そうですね。

縫製の仕事が減ってきたので、仕事が減ってきたので、いつぐらいかは忘れちゃったけど、後々注文が減ってきて、収入が減って、暇を持て余すようになってしまったので。オーダーの洋服の注文が少なくなってきたんですね。なので、既製服の仕事ばかりになって、主人は既製服は自分には合わないということでオーダーをずっとやってきていたので、食べるために別の仕事をしてきたんです。

博多駅のバック詰めの仕事とかをしていました。

あとは、めんたいの仕事をしたりとか、清水の方で南区の方でめんたいの仕事をしていました。

結婚してからはすぐに内職ですね。家で仕立ての仕事をしておりました。

その後すぐに注文が減ってきたということでやめて外で働くようになりました。

(松浦) 耳が聞こえない人の老人ホームでも仕事をしましたね。

(朝倉) はい、そうです。

平成4年のときに新しくできるということで。九州で初めての聞こえない人の老人ホームということで、聞こえない人2人ぐらい募集がありました。それに応募して、友達が受けてみたらいいよと。でも試験は難しいだろうかなと思ってはいたんですけど、落ちて元々と思いつつ受けたら採用されてすごく嬉しかったです。

そういうところもあってなかなか介護の仕事はしたことがなかったんですけど

も、頑張ってお勤めをしました。

(松浦) 宿直もやったんですね。

(朝倉) 当直もしました。聞こえる人と同じように仕事をして、きちっと時間がわかるように、お知らせランプとか、聞こえない人はできないでしょうと言われたんですけども、ちゃんと機械を使ったり、目覚ましの時計代わりにするものを使ったりとかして対等にしたいということで、それを準備して、なかなかでも仮眠も難しくてお世話をしたりとかしながら17年間勤め上げました。66歳までですかね。

(松浦) そうやって一生懸命働いて、一生懸命頑張って生きてきたんですね。

(朝倉) そうですね。

火災警報器を間違えて押してしまって調べてみたら、間違えて押したんだというのがわかって、消防関係に連絡を取って止めてもらったり、また嵐の中に怪我とかちよっとなったりして。介護の仕事ではいろいろ大変なこともいっぱいありました。嵐が来たときには風をしのぐのが大変でした。

(松浦) では典子さんが、彰さんと結婚して本当は子どもを持ちたかったというお気持ちだったことをお尋ねしますね。

彰さんと結婚するときに、2人で子どもをもつことを希望されていましたか。

(朝倉) はい、そうですね。

よそのご家族の方が子どもと一緒に遊んでいるところを見て、いいなと。子連れで遊んでいると、私達も結婚したら子どもと一緒に楽しく生活できるんだろうなと思っていたんですが、結婚しても夫婦生活を続けていてもなかなか子どもができないのがおかしいなと思っていたんですね。主人は何にも言わなかったんです。手術をしたことも何にも言ってくれなくて、なんでずっとうちには子どもができないのかなと思っていたら、夏の暑いときに主人が下半身のところ股間のところを痒がっていたんですね。

「なんでかゆいの」と聞いたら、主人は「いや何でもない」と言うんですけども、「ちょっとそこ、痒がっているところを見せて」と言って見たら、赤い傷。「それどうしたの」「これ子どもができない傷なんだよ」ということを聞いて、ずっと子どもを作りたい、欲しいと言っていたのに、ものすごいショックですごく苦しみました。

これ以上結婚生活を続けていても楽しくない。

そんな会話もない家でずっといてもという気持ちがずっとふさいでいて、もう黙って友達のところに行って泊まらせてもらったりとかしたこともありました。

母に主人がFAXをしたみたいで友達のところにいるみたいというのがわかって、友達のところへ迎えに来られたんですね。母たちが、「もう駄目よ、家を出たら」ということで連れ戻されて、主人はとにかくひたすら謝って、母は「離婚もしないでね。このまま生活していきなさい」と、「頑張んなさい」ということをずっと言われてい

で。「離婚は駄目よ」とずっと言われました。やむなくそれに従うようにして。主人はそれで喜んでくれて、とても私のことをかわいがってくれました。

(松浦) 彰さんはどうして手術をさせられたのか、詳しく話してくれましたか。

(朝倉) いや、特にないですね。

彰さんのお父さんが会社にこられて、その会社の人と、社長さんとお話をされて、主人は話しているなと思ったけれども、お父さんが帰られた後に社長さんから呼ばれて会社の近くの病院に連れて行かれて。来週自分は結婚するから健康診断を受けるのかなと思って病院に行ったんですけれども、そこで先生から何の説明もなく、「とにかくズボンを脱ぎなさい、パンツを脱ぎなさい」と言われて、そのままベッドに寝かされて両手を縛られて手術をしたっていう話を聞かされて「その後すごい痛みがあったんだよ」と、たぶん、これは子どもが産めない体になったんだなということで、それを聞いたときはとてもショックでした。

もう子どもはできないのかと思いました。

(松浦) 彰さんは、その手術の話をするときに、苦しい様子でしたか。

(朝倉) 表情は、私が離婚とか言っていたので、主人はとにかく謝って謝って、私のことをすごくよくしてくれたんですけれども。

(松浦) 彰さんと典子さんはそれからその手術のことを話したり、誰かに相談したりしたことはありますか。

(朝倉) 全くないです。とにかく人には何も言わない。黙って。恥ずかしいからですね。

他にも子どものいない夫婦っていうのが何組もいたんですけれども、でもそこでもそういう話、手術の話とかは一切しませんでした。

(松浦) 恥ずかしいと思った気持ちをもう少しわけを詳しく教えてもらえますか。

(朝倉) 主人は手術をしたことを、やっぱり人に言うのが恥ずかしくて、そういうことは言わないでおこうと。他の家族からもしそういう話があったら、主人は「実は僕も」というのかもしれないけれども、他の家族からも誰もそういう話を出なくて、みんな黙っていたので、特に言いませんでした。

主人も「人に言っちゃ駄目だよ」と。「人に言わないこと」と念を押されていました。

(松浦) 聞こえない人のご夫婦で、お子さんがいらっしやらない人は、他にも何人かいますか。

(朝倉) 仲間が何組もありました。一緒に旅行に行ったり、子どもがいない代わりに海外旅行に行こうとか、夫婦みんなで何組かで15人くらいで集まって、何十年も前の話ですけれども、仲間がいました。なかなか子どもがいる夫婦のところとはちょっと遠慮がちな付き合いでした。

(松浦) そういうふうな付き合いの中でもどうして子どもがいないのかという話はお

互いできなかつたんですか？

(朝倉) はい、そんな話は全くなくて、全然違う話題をしていました。

何で言わなかつたんでしょうか、みんなとにかくひたすら黙っていました。

主人も内緒にしていたので。

(松浦) それでは裁判を起こすことになった事情をお尋ねします。

裁判をしたいと最初に言ったのはどなたでしたか。

(朝倉) 宮城県の知的障害を持つ女性の方が裁判を提訴したというニュースを見て、あっ、主人と一緒にだということがわかりました。

全日本ろうあ連盟の理事の方も訪問に来られて、調査があつてですね、弁護団と一緒に我が家に来ました。

いろいろお話をされて主人が自分が手術をさせられたんだから、裁判を起こしたいと言って。私は反対したんですけれども、主人が言ったことで裁判をすることになりました。

5年ぐらいかかって、おかげさまで勝訴することができました。

(松浦) 彰さんが裁判をしたいと言ったことに対して、典子さんは驚きましたか。

(朝倉) もう主人は自分が手術されたんだから訴えると言っていて、主人もちょっときつく私に言っていましたので、その主人の気持ちを尊重して、じゃあということになりました。

私は大変だから、裁判とか難しいしって言っていたんですけれども、でもやっぱり主人は自分が手術をさせられたということで裁判を起こしたいとなつて、皆さんからご支援をいただいたおかげで、私も勇気を持つことができました。

(松浦) 彰さんが手術のことをそうやって話したのは、2人で手術の跡を見せてもらって話したときから初めてでしたか。

(朝倉) はい、初めてです。痒がっているのを見て、発覚したんですけれども、その後見ることはなかつたんですけれども。

最初に傷口を見せてもらった後からは何もその話はほとんどしなくて、裁判を起こすときにまた改めて話が出ました。

あんまり言うと主人も怒るので、話には触れませんでした。

(松浦) 裁判の途中で彰さんはお亡くなりになりましたね。

(朝倉) そうですね。肺炎を起こしたために、入院をしばらくしていましたが、やっぱり肺炎で亡くなってしまいました。

(松浦) その後、1人で典子さんは裁判を続けてきたんですね。

(朝倉) 弁護団や支援者の皆さんの応援を受けて勇気をもって裁判を続けることができて、本当に今は良かったなと思っております。

(松浦) 典子さんはね、今お一人暮らしですか。

(朝倉) そうです。寂しいです。

(松浦) 時々言うておられる「子どもがいたらな」っていう思いはありますか。

(朝倉) ありますね。よその人見ていて、羨ましいな、家族がいて、子どもがいて、お世話することができて、私は何もそういうことがないし、みんな子どもと親御さんが一緒に暮らしているのを見るとあんなのができたらなと思うことが多々あります。

でも、もう仕方ないなと思いながら、ただ1人でテレビをぼーっと眺める日々です。

(松浦) 今日は優生保護法の問題のことを詳しく調べて調査をしている委員の先生方にお話を聞いてもらってますが、典子さんから委員の皆様にお話したいことはありますか。今の気持ちとか、お話しできますか。

(朝倉) そうですね。

結局、最高裁判所において勝訴をすることができました。でも、まだまだ実際に被害に遭われていても、名乗りを上げられない方がたくさんおられるので、そういう方々の応援をしたい。もうここはぜひ名乗っていただいてほしい、そういう支援をしていきたいと思っています。

また、裁判で勝ったので、優生思想ですね。差別のない社会になってほしい、障害があっても、平等な社会であってほしいと願っております。

(松浦) では、典子さんのお話はここで一旦終わることでいいですか。

(朝倉) はい。

(関口事務局次長) ありがとうございます。

それでは、ここから質疑応答に入りたいと思います。

まず、事前に検証会議からお送りした質問について質問をさせていただきたいと思っています。

それでは大橋委員の方から、挙手をいただいて、お話をお願いいたします。

(大橋委員) 大橋と申します。

お話しありがとうございました。

紳士服の仕立てを昔やっていたということ、今日詳しく聞いて、朝倉さん、いろいろと素敵な手芸を作っていたらっしゃること、このポシェットもそうですが納得できました。

陳述書の中で、アルバイトをしていたときに、嫌がらせを受けて、それに抗議したことがあり、「母が守ってくれたからこそ、こういう不当な仕打ちに立ち向かえたのだと思います」という言葉があって、とても感銘を受けました。お母さんは典子さんのことをとても大切にしてくれて、結婚するときも、赤ちゃんが生まれること、お母さんからすれば、お孫さんが生まれることを楽しみにしていたりとかありましたでしょうか。

ろうの他のご夫婦のお話を聞くと、結婚のときにお母さんから、子どもつくっちゃいけないって言われた方もおられますが、典子さんのお母さんからは結婚のときに、

どういうふうに結婚生活、あるいは子どもについて何か言われたことがあったら教えてください。

(朝倉) 特に母からそういう話はなかったです。

特に母から、子どものことについてとか、孫がどうのとか、いう話はしておりません。

(大橋委員) 孫のことはなかったということですが、逆に子どもつくっちゃいけないよということも言われませんでしたか。

(朝倉) それも何も話されませんでした。みんな、きょうだい、子どもがいて、私もという感じだったので、特にみんな夫婦、兄弟みんな子どもがいて、うちには子どもがいないということで、心配してよく我が家にきてくれましたね。

結婚前に子どものことについて特に話はなかったです。

(大橋委員) では、結婚するにあたって、夫さんの親と同居するとかそういう話はなく、最初から彰さんと2人で暮らすようになられたんでしょうか。

(朝倉) 同居の話は全くなくて、最初から2人で生活するようなライフスタイルでした。

お互いにきょうだいは多かったから、もう2人で、というスタートでした。まだ弟や妹が独身で家族と一緒に過ごしていたので一緒にそこに暮らすということはありませんでした。

(大橋委員) ありがとうございます。

夫の方の親御さんから、子どもをつくるなど言われた人とかのお話も聞くんですが、そういうことは、夫さんが不妊手術をされていたので、典子さんには言われたりはしなかったのかもしれませんが。ありがとうございます。

(朝倉) 主人の母親は早く亡くなっていましたので、父親だけでした。主人の父親からは、子どものことの話は特になかったです。

ただ、結局は結婚の1週間前に病院に連れて行かれて、社長さんから連れて行かれて手術をさせられたという状況ですね。

(関口事務局次長) それでは次に、上東委員の方からお願いいたします。

(上東委員) 朝倉さん、今日はありがとうございます。

彰さんが何の説明もされずに手術を受けたと陳述書には書いてありました。その後、ろうの友人との会話から不妊手術だったと、思うようになったとのことですが、友達とどんな会話をしたか。わかれば教えてください。

(朝倉) 特に友達と、そういう会話はしてないんですけど、友達にも、子どものいないご夫婦がいて、同じような境遇だなど。私も子どもがいない、あなたたちにも子どもがいないということで仲間になって、そこで不妊手術の話は特にしていないです。

友達が不妊手術をしたんだよという話を聞いたわけでもないし、主人も自分で手術

をしたことは公表しておりません。恥ずかしくて。

結局、裁判を起こしたことによって、皆さんに手術をしたことがわかってしまったという状況です。

(上東委員) ありがとうございます。

次の質問です。ご自分の裁判をしたり、他の人の裁判を傍聴するときに、手話通訳の派遣について困ったり不便だったことがあれば教えてください。

(朝倉) 熊本の方が優生手術をして、高等裁判所でしたかね。

その傍聴があって、その傍聴しないかという連絡をいただいたので、それに行こうと、手話通訳がついてたらいいなと思って、地元の方に派遣センターの事務所に傍聴したいので通訳の派遣をお願いしますと言うと、市外への派遣はできないというふうに言われて困ったことがありました。

(上東委員) 松浦先生にも伺いたいのですけれども、障害者差別解消法で、行政機関では合理的配慮が義務化されました。その法律の趣旨を踏まえ、最高裁判所も対応要領というのを作っていますよね。それに基づいた形で聞こえない方たちの裁判での情報保障というのはきちんとなされているかどうか。現状どういうふうに見ていますか。

(松浦) まず十分ではないと考えています。

ちょっとそれを整理してきていないので、整理して述べるのが難しいんですけれども、福岡地裁は、原告の方がろう者のご夫婦2組でしたので、傍聴の際にも、ろう者の方がたくさんお見えでした。

そうすると、裁判所の出入口で手荷物検査などがあって説明が必要なんですけれども、そうしたところには、全く裁判所の方で手話通訳者の配置はございません。

ですので一緒に傍聴してくださっている支援者の通訳者が裁判所の職員の代わりに手続の説明をしたり、あるいは、一度経験したのは、自動販売機のところで聞こえない方が買おうとしてお釣りがうまく出てこないということで、困っていらっしやっただんですけれども、その方が困っているということを多分、裁判所の職員の方が見つけられて、私達弁護団は、もう法廷でスタンバイしてたんですけれども、職員の方が弁護団の方に、あそこで困っているからと言われて。一体それをどうしろと言うんだと、弁護団はまた思いながら支援で来ていただいている手話通訳ができる方をお願いして行っていただいて対応するとか。

つまり、裁判所を利用する人の中に聞こえない人がいるという前提で手話通訳の配置などが全くなされていませんし、これについては、後日、弁護団で、福岡地裁に申入れをしましたけれども、それは不十分だったということで、福岡地裁からもお話がありました。まず、そういう前提で全く考えられていないということも私達も痛感しました。

法廷の中では手話通訳の方が当事者の証言だとか、それから、裁判官の発言を当事

者がわかるようにする法廷内の通訳の方は配置されるんですけども、傍聴にいらした方に向けて手話通訳をしていただくことがどうしても必要になるんですけども、それについては福岡地裁では、事前に交渉して法廷内で見えやすいように、手話通訳の方が傍聴席に向かって立って手話通訳をするというふうにできるようにしてほしいということを交渉しまして認めていただいていたんですけども、法廷内で人が立つということがそもそもよくないということもあったりとか。

あとは、要約筆記のパネルが画面は元々裁判員裁判用に壁に付いているので、訴訟当事者には見えるようになっていましてですけども、傍聴席向けに見えるパネルの配置はないので、せっかく要約筆記が入っても、傍聴に来ていただいている聞こえない方には、かなり見にくい設備になっていたり。やっぱり裁判というものを聞こえない方が自らの権利保障のために使っていくということには、現状では、いくつもハードルがあったり、不便があったりするということが私達にも改めて、弁護団もこの裁判を経験することによって、実感した次第でした。以上です。

(上東委員) ありがとうございます。

大事な点なので田門先生にもお伺いしたいんですけども、今、傍聴も不便だったということですが、聞こえない方が訴訟当事者になった場合、依頼すると裁判所が手話通訳を手配します。その手話通訳の費用は訴訟費用として原則的に負けた人が負担することになってはいますが、判決が出るまでは当事者の側がいったん負担するというような形になっているかと思います。そもそも手話通訳って聞こえない方が使うだけではなくて、手話がわからない裁判官であるとか、私達のようなものも使っているのに、一方的にそちらだけ負担するのが非常に不公平だと感じています。裁判は一応公開ということが原則になっているのに、これが公開原則に合っているのかということと、田門先生にお伺いしたいのは、他の外国ではもうちょっと進んでいるようなお話も聞くんですけども、どうなっているかを教えてくださいませんか。

(田門委員) 田門です。ご指名いただき、ありがとうございます。

ご質問いただいた通りです。

民事訴訟法には、手話通訳者に関しては、裁判に敗訴した、負けた側が負担すると明記されています。

ただ、これは明治時代にできた法律です。

障害者権利条約を批准した現代においては、合わないと思っております。

その条約の考え方を改めて反芻する必要があると思います。そこは法律の改正も含めて考えていくべきものです。

海外の事例として韓国の話があります。

障害者権利条約に批准してござりまして法律も改正されています。

以前は日本同様、負けた方が負担するというものでしたが、批准後は、国が負担するというふうになっております。

まだ他の国に関しては把握しきれていませんが、韓国ではそのような事例があります。ただやはり改正していく方向でいかなければいけないと思っております。

以上です。

(上東委員) ありがとうございます。

今日の朝倉さんのお話を伺っても、そしてこれまでの被害者の方のお話を伺っていると、本当に情報保障がされていないということが、こういう被害に繋がったっていうことをひしひしと感じていますので、そういった田門先生がおっしゃったような提言も盛り込んでいけたらと感じました。ありがとうございます。

(関口事務局次長) それでは事前の質問については終了しましたので、会場の検証委員の方々から何かご質問がありましたら、挙手の方をよろしくお願いたします。

それでは、田門委員の方からお願いいたします。

(田門委員) 私の手話見えますか。立ちましようか。失礼いたします。

質問が二つございます。

ご主人のお父様、また職場の社長さんが独断で手術を断行したということでしたが、実際にそのお2人に理由を聞く機会ということはあるのでしょうか。

また、ろう学校に関してですが、手話を使っていない口話教育がなされたというお話でした。そこに関してどうして手話を使わなかったのかというのを聞かれたことはありますか。

(朝倉) 昔は手話が禁止だということで結局、コミュニケーションができないまま、わからないままというところでした。一番楽しかったのはスポーツです。勉強はほとんどしなくて、バレーボールをしたり、そういうスポーツの交流が一番楽しかったです。

また、主人は何の説明もなく、何の相談もなく、ただひたすら連れて行かれて病院に。病院に行ったときに、結婚式を迎えての健康診断だなど、主人なりに思って病院に行ったんですね。そしたらいきなりズボンが脱がされ、結局、痛い思いをしてそれが、子どもができなくなる手術なんだなということに気づきました。

(吉野) そのことを実際に聞くことはできませんでしたか。病院を断ることはできなかったのですか、言われるがままだったのですか。

(朝倉) 健康診断と思い込んでしまって、結局騙されたような状況なんですね。職場の近くの病院だったので一緒に歩いていて、そこで社長さんと話したけど、父は何も言わずに帰っていたんですね。社長さんに委ねて社長さんに呼ばれて歩いて病院に行って手術ということになってしまった。

(吉野) そのときご主人は聞こえる人に言われるがまま、その人の聞こえる人の言いなりにならなければということで、当時は聞こえる人を立てるといふかそれに従うということだったんですね。

(田門委員) もう一点、不妊手術に関して不満を社長に述べたというようなことがあ

ったと思うんですけども、会社はやめられたということですか。

(朝倉) 不満で辞めて、アパートも会社のものであったので家も引っ越しして、結局社長の顔を見ずに済むような状況を作りました。

(田門委員) わかりました。ありがとうございます。

(関口事務局次長) それでは、次のご質問ですけれども藤井委員からお願いします。

(藤井委員) 日本語と日本手話は違うんですよね、文法も語順も違う。

それを語順が日本語で合わせられてしまっているということがあって、それを象徴する言葉として、朝倉さんの陳述書の終わりの方で、ろう者の世界では、耳の聞こえる人に合わせるってということが暗黙のルールになっていたと書いてます。多分今の話とも関係があると思うんですけども、このろう者の世界では、聞こえる人に合わせるっていうのが暗黙のルール、これは朝倉さんもそう思っているし、ろう者全般、皆さんもそう思っているんでしょうか。

(朝倉) 主人のことですよ、結局聞こえる人に言われて「自分は」って言いたいところだけでも、その当時は聞こえる人に合わせるというふうなことがありました。

結局、ろう文化と聞こえる文化、昔はそこに聞こえる人と聞こえない人の文化に差があるというか。

差別っていうのがあった時代がありました。

聞こえる人に可愛がられるようになりなさいという教え、聞こえる人を敬うという教え考えが昔はありました。

(藤井委員) ご主人がそう思っていたっていうことはわかりましたけど、そういう耳の聞こえる人に合わせるという考え方は、ろう者の世界では、普通にそう思われていたのか。いかがでしょうか。

(朝倉) 皆さんそういうふうに思っていたと思います。そういう考えを持っている人が多かったと思います。聞こえない人はそういうふうに思っていた方が多いです。

やっぱり我慢を強いられるということも、仕方がないとか、我慢するとか、いうふうな生活を送っていたと思います。

(藤井委員) ここから最後に一言意見を言います。

これはかつて知的障害者の世界ではね、「愛される精薄児作り」というのが、知的障害者の学校のモットーだったんですね。つまり、社会から愛される人間に。今聞いていると、ろう教育とかろう者のところでも、やっぱりそういう社会に合わせる、健聴者に合わせるっていう風潮があったんだなっていうことが今の話でよくわかりました。ありがとうございます。

(関口事務局次長) 他にご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

それでは佐々木委員の方からお願いします。

(佐々木委員) こんにちは、佐々木といいます。

一つ聞かせてほしいことがあります。

あなたは子どもが欲しかったですね。

(朝倉) そうです。

(佐々木委員) もし、あなたが子どもをもったときに、同じように耳が聞こえない子どもだったとして、その子は幸せだと思いますよねっていう確認です。

(朝倉) もちろん、聞こえない子だと、逆にコミュニケーションが豊かになっていいと思います。幸せだと、特に聞こえないからといって問題はないと思っています。

(関口事務局次長) ありがとうございます。

それでは、お時間の方もございますので、こちらで質疑応答の方を終了させていただきたいと思います。朝倉さん、貴重なお話をどうもありがとうございました。

(朝倉) ありがとうございます。

今ほっとしております。すごく緊張しておりましたので。

(松原座長) 朝倉さん、ありがとうございました。

今回の貴重なお話をしっかりと委員全員で受け止めて検証作業に生かさせていただきます。

それではここで5分間の休憩を取ります。

再開は、14時20分とさせていただきます。

(松原座長) それでは、休憩を挟みましてただいまから会議を再開いたします。

ここからは各分科会の報告をお願いいたします。では、第1分科会、利光委員長からお願いいたします。

(利光委員) 第1分科会の利光恵子です。

第1分科会では、お手元の資料の20ページから24ページにありますけれども、前回の検証会議以来3月16日、4月7日、4月20日、4月28日というふうに4回の分科会を開催してきました。第1分科会の課題は、被害者および関係者への聞き取り調査と、資料や記録の収集・調査を通して、被害実態や優生保護法運用の実態を明らかにすることです。

新年度からは、精神医療に関する歴史的経緯について精通されている研究者の方、あるいは資料・記録の収集・評価・整理・保存等を専門としておられるアーキビストの方々、公文書等も含めて優生保護法関連資料を読み込んでこられた研究者の方など、研究補助員・調査補助員の方々5人に加わっていただき、作業を進めているところです。

まず聞き取り調査についてですけれども、全員が出席する検証会議の場での聞き取りとして、北三郎さん、鈴木由美さん、飯塚淳子さん、佐藤路子さん、尾上敬子さん、と一孝さん、今日は朝倉典子さんのお話を聞かせていただきました。

また第1分科会を中心として、少人数で現地に伺う形で2月に大阪、3月に北海道、兵庫、熊本、4月に大阪に赴き、障害やハンセン病を理由とする優生手術や人工

妊娠中絶を強いられた被害者の方々に聞き取り調査を行ってきました。

今後も、5月には仙台と兵庫、6月には東京の被害者の方々のお話をお聞きする予定です。

医療や福祉、行政関係者への聞き取り調査についても、第2分科会のメンバーと協力しながら、5月には北海道と仙台の関係者を対象に実施する準備を進めております。

次に、資料や記録の調査についてですけれども、自治体が保有する公文書については個人情報も含めて、マスキングのない形で資料提出を要請する方向で引き続き準備を進めています。

医療機関や福祉施設に対する調査についても、引き続き、調査要領や調査票を作成している途中です。

個別の機関や施設への集中的な調査については、これまでの調査で資料が確実に存在すると予想される施設等について、第3分科会の精神医療担当の委員の皆さんとも協働して、集中的な調査を行う予定です。

また旧優生保護法補償金あるいは一時金の支給請求書のうち、提出時に調査・検証に用いることを承諾いただいたものについて、こども家庭庁を通して、個人を特定されない形での提供が始まっております。調査を尽くして、被害実態の解明に役立てたいと考えています。

次回の第1分科会の会議は5月中旬の予定で、日程調整を行っているところです。以上です。

(松原座長) 利光委員長、ありがとうございました。続きまして第2分科会の報告を齋藤委員長からお願いいたします。

(齋藤委員) 第2分科会の齋藤有紀子です。

第2分科会の報告をいたします。

第2分科会は3月10日と4月22日に開催しました。

参加者は分科会メンバー全員とオブザーバーとして、松原座長、それから第1分科会の大橋委員、上東委員のご参加がありました。

お手元の資料では、25ページ、26ページが議事要旨となっております。

第2分科会では活動報告と今後に向けての意見交換会が行われています。

立法過程に係る検証については、現在関連の公文書を引き続き読み解く作業を進めています。

また、立法・行政に関わった方々の聞き取り調査も個別の名前は現状では伏せますが、今重ねているところです。

福祉関係に関わる検証と聞き取り調査は5月から始める予定です。

優生手術の資料が残っている施設や、当事者を知る方は多くはないのですが、かつての施設の様子や入所者の生活、それから性に関する教育や、いわゆる管理

があったとすればどのようなようであったかなどを伺ってくる予定です。

また、戦後、学校教育法、精神薄弱者福祉法などの制度とともに、コロニーや養護学校が整備されましたが、そのことが、当事者や家族に与えた影響なども第3分科会の教育担当の方々の問題意識と重ねて調査できればと思っています。

さらに、各地域の優生結婚相談所に関する資料の分析、アイヌの方々と優生保護法の関係について、戦後の刑事政策と優生との関係などを進めていく予定です。

聞き取り調査や資料調査にご協力くださっている皆様やお繋ぎくださった皆様には、改めてここで感謝の気持ちをお伝えしたいと思っています。

今後の第2分科会は、5月の29日と6月の24日の開催を予定しています。

第2分科会からの報告は以上となります。

(松原座長) 齋藤委員長、ありがとうございます。では続きまして、第3分科会坂元委員長からお願いいたします。

(坂元委員) 第3分科会の坂元茂樹です。

第3分科会の報告をいたします。資料は27ページと28ページです。

第3分科会は、2026年3月18日に2025年度第5回の会議を、そして2026年4月17日に2026年度第1回の会議をともにオンラインで行いました。

2025年度の第5回会議では、調査、検証等の項目、今後の進め方について、概要、次の事項について意見交換が行われました。

まず、加藤委員から産婦人科学会の動きについて情報提供を受けて、障害を理由とする不妊手術中絶を取り巻く諸課題、具体的には優生保護法下での中絶についての調査、障害のある子どもの親や家族へのサポートの有無やこの問題に関するドイツやスウェーデンなど、海外の状況等の調査の必要性について意見交換が行われました。

また、小山委員から憲法の学会で、憲法学の視点から旧優生保護法について検証が行われるとの情報提供がありました。

具体的には、全国憲法研究会で、2026年5月6日に研究総会が開催され、優生保護法と憲法を始め、検証会議に関連した研究報告が行われるとの情報提供があり、これを受けて、委員との間で意見交換が行われました。

さらに、池田委員から3月10日に関哉委員など、教育分野の担当者と会議を行い、調査対象として、教科書等の記載、教員養成課程、ろう教育、社会教育などを対象とすることを決定した旨の報告があり、これを受けて委員との間で意見交換を行いました。

この他、内布委員から閉鎖病棟に入院していて、優生手術を受けた人の中には、補償法ができたことも知らない人、そうした情報が届いていない人もいるので、そのような一般市民から不可視化され、周辺化されてしまっている人たちの現状にも光を与えられるような調査、検証が必要だとの意見が出ました。

続きまして、2026年度の第1回会議では、調査、検証等の作業について概要、

次の三つの事項について意見交換が行われました。

第1に、優生保護法と教育を担当する池田委員から検証報告書を作成するにあたり、優生と教育の関係が明らかになるような作業が必要であることが教育チームの打ち合わせで確認されたことが報告されました。

出席した委員の意見交換の中で、検証対象として、学校教育、具体的には教科書、学習指導要領等の記載さらに、実践例、そして社会教育の当時の状況、専門職教育、公務員教育、これらを対象にすることについて意見交換が行われました。

第2に福祉の分野を担当する田門委員からは、福祉施設や福祉関係者への調査については、田門委員が第1および第2分科会の調査に同席するとともに、田門委員からの調査事項の追加を行うこと。

さらに、障害者団体への質問事項については、佐々木委員、藤井委員の協力を得つつ、また第2分科会とすり合わせを行いながら行うという方針が示されまして他の分科会委員と意見交換が行われました。

そして第3に、精神医療担当の三村委員、藤井委員、佐々木委員から精神医療分野に関する調査の方法についての方針が示されました。

三村委員からは精神神経学会や精神衛生会も報告書を作成しており、これらの既存の報告書を発展させるような形で調査、検証できればと考えていること。

また、藤井委員からは、検証会議の役割が再発防止であることを考えると、現在の精神科医療の問題に通底する隔離収容政策を調査検証する必要性などが述べられまして、他の分科会委員と意見交換が行われました。

今後のスケジュールですけれども、次回の会議を5月28日10時から12時に予定しております。6月は25日木曜日14時から16時を予定しております。

第3分科会からの報告は以上です。

(松原座長) 坂元委員長、どうもありがとうございました。

改めて各分科会の目的を確認しておきますと、第1分科会は優生手術等および人工妊娠中絶等に関する資料の調査、ここには関係者の聞き取りも入ります。それから、第2分科会は優生手術や人工妊娠中絶を強いられるような事態が生じた原因についての検証。それから第3分科会は母体保護法改正以降の対応の評価も含み、再発防止のための講ずべき措置についての検討となっております。

今の報告にもありましたように、これはそれぞれの分科会だけで完結するようなことではなく、各分科会で、情報を共有したり、協力して調査をしたり議論しながら、進めていかななくてはならないこととございます。

それで、分科会の会議はオンラインで行っておりますけれども、他の分科会の委員も傍聴できるような形をとっております。

このように、各分科会がそれぞれ責任を持って進めていくとともに、お互いに検証会議全体としての調査、議論も意識をして、進めているというところでございます。

それで、今、こういった方にお話を聞いているとか、こういった場所に調査に行っているという具体的なお名前は明かしておりません。これは現時点では、秘密を守りながら、慎重に依頼をしたり、それからお話を伺ったりということをしているところでございます。

ですので、ここから質問、意見交換を残りの時間、進めてまいりますけれども、傍聴の方にお伝えしたいのは、そういう形で最終的にしっかりとした検証の報告書、まとめるプロセスとしてですね、今、そういった形で慎重に進めている。そして、様々な試みや、意見交換をしているというところをご理解いただきたいと思います。それで、これから意見交換をする場合にもですね、どこにお話を聞きに行きました、どこに調査に行きましたということは、現状、そのような理由で触れることはできませんけれども、ご理解をいただいたうえで、傍聴していただきたいと思いますし、それから、委員の皆様にも、その点、改めて確認をしていただきたいと思います。

では、どなたからでも結構ですのでご質問やご意見ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(佐々木委員) 委員の佐々木でございます。

話したいことが3点あります。

一つは、法律的なことで、刑法40条というのが過去にございました。これは1995年まで「いんあ者規定」といって、耳の不自由な方を責任無能力とする規定があって1995年に改正され、廃止されたんですね。その経緯というのは実は、自然消滅的に、議論の過程を示さずに廃止されました。なので、このときの議論の実態、歴史的経緯を調査するべきではないか。これを第2分科会の方々にご提案したいと思っています。

それが一点です。話は2点にします。最後の1点です。

新しい優生思想ということで、例えば、今、出生前診断とか、いろんな考え方が出ていると思います。ゲノムによる操作とか、そういった新しいトレンドがあるんですが、そういったものの調査や、総括はされるんですかということです。

その中で一つ気になっているのは、新しい優生思想ということ。つまり、昔から言われている、古くて新しい問題なんですけど、社会には資源が有限であるということを経験として、つまり資源が足りなくなったら、そのトリアージとして、資源の配分を、障害者などには配分すべきなのかという、つまり、「生きる価値のない人」の現代版ですね。価値の低いところには資源を流さないという、トリアージ的に考える必要があるんじゃないかという、そういう言説もあるやに聞いています。そういった言説を新しい優生思想としてお調べになった方がいいのではないかと私は提案いたします。以上です。

(松原座長) どうもありがとうございます。

1点目の刑法の「いんあ者規定」がなくなっていく経緯、この検証も必要ではないかというお話ですね。

この点については、ちょうど優生保護法が母体保護法になるようなタイミングになるようになりますので、時期的には、第2分科会の中で、こういった観点をに入れていただくということがよろしいかというお話かとも思いましたが、齋藤委員長、ご意見ありましたらお願いします。

(齋藤委員) ご提案ありがとうございます。

ちょうど1995年ということは、優生保護法が母体保護法になる前の年ですね。その経緯のところは国会の議事録とか、優生保護法というところをキーワードに、今当たっているところです。当然、今教えていただいたようなところは関連すると思いますし、もちろん、らい予防法とか、そういう関連法規との関係性は、必ず押さえないといけないと感じております。

(松原座長) ありがとうございます。

それから2点目の新しい優生思想とおっしゃったところですけど、佐々木委員、まさにおっしゃったように、これは古くて新しいということで、例えば1972年の優生保護法改正時に羊水検査が普及し始めたということで、胎児条項、つまり、胎児の障害を理由として中絶できるような規定を設けようという提案が政府から見出されたと。それに対して、青い芝を中心とする障害者の当事者たちが抗議したということがよく知られています。

技術状況や、それから生殖に関する考え方は、当時と今とではだいぶ違うところはあると思いますが、やはり、今の最先端の技術だけに、目を奪われずに今に至る状況がどのように推移してきたかという観点も必要かと思います。

つまりは、第1分科会や第2分科会で現在の優生思想という念頭に検討することも必要だと思いますが、これからの提言と将来に向けての提言ということであれば、第3分科会が重要な役割を持つということになるかと思います。

坂元委員長、この点についていかがでしょうか。

(坂元委員) 幸いにして今提言いただいた佐々木委員が第3分科会に所属していますので、また第3分科会の中で議論した上で、どういう形で最終的に将来に向けての提言にするのかということを検討したいと考えております。

(松原座長) ありがとうございます。では他にいかがでしょうか。

大橋委員、どうぞ。

(大橋委員) 大橋です。質問なんですけれども、第3分科会の方で27ページかな。優生保護法下での中絶についての調査というのが、課題として出ているということなんですけど、第1分科会でも中絶についての調査というか、行いつつあるんですけど、今の時点でどのような調査なのかということがもしおわかりでしたら教えてください。

(松原座長) では、坂元委員長、いかがでしょうか。

(坂元委員) 今のご質問についてこれは27ページの第3分科会の3月の議論についてのご質問だというふうに思います。

加藤委員の方から旧優生保護法の成立に深く関与した産婦人科の医師たちというのは、母体保護に寄与するのではないか。当時、不衛生な中絶が行われ、死亡することも多かったので、優生保護法、それを防ぐための法律というふうに考えていて、そこに不良な子孫の出生防止という言葉がつけ加わったというような経緯の説明があったわけなんですね。

総じて、中絶を安全に行うための法律という認識で、優生保護法を考えていた。

これに対して小山委員の方からドイツでは1995年に中絶の胎児条項を削除した。

障害があるという理由だけで中絶は正当化されないということ、また、過去10年に中絶の件数は10万件前後で、あまり変わっていないと。

ドイツは原則中絶は禁止であるけれども、相談モデルという形で妊婦に題する給付や支援、中絶とは何かという点について学んだら処罰されないという、そういう法制になっていると。

こういう情報提供がありまして、そういうことも含めて我が国の優生保護法下での中絶というのが、具体的にどういう形で行われたのかという点を調査しようということで議論がなされたということです。その意味では、加藤委員が所属している産婦人科学会などの協力も得ながら、この問題については検討していきたいと考えています。

(松原座長) 今の点、少し補足しますけども、特定の学会の協力を得ながら、検証会議をするという意味ではなくてですね。

産科婦人科学会は、この検証会議と全く別に独自にセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツにしっかりと取り組む一環で、この優生保護法問題を検討する作業を始めていると、そういう情報共有を加藤委員からいただきました。

産科婦人科学会の進捗、公開された情報を検証会議として関心を持って見ながら、検証会議は検証会議として、加藤委員には検証委員として特に産婦人科関係のご検討をお願いしたいというところがございます。

それで、大橋委員ご指摘の通り、大橋委員が属しておられる第1分科会は様々な資料、それからインタビューを通じて人工妊娠中絶の問題も調査をしていくというところでもあります。

その調査のデータを分析したり、あるいはどういうところに調査をしたらいいのかといったところについては、産科婦人科学会や精神神経学会に属しておられる加藤委員、三村委員がいらっしゃるので、それぞれの役割分担はしつつ、ぜひ連携して、スムーズに進められるように、そういった準備を始めているというところがございます。少し補足させていただきました。

では他にいかがでしょうか。

関哉委員どうぞ。

(関哉委員) 関哉です。

今一度、整理をさせていただきたいんですけど、北さんが、裁判が終わった後に、もう2度と同じようなことがないようにしてほしいということを何回かお話されていて、法律がなくなって、また、違憲であることも確定して旧優生保護法下での不妊手術や人工妊娠中絶はなくなったものの、今も同様のことがあるんじゃないかというところを、この調査の中でどういう形でしていくのかという問題を意見交換させていただければと思っております、今でも親御さんやご家族が、今まで聞き取り調査の中で、お話された方の多くは、ご家族が、出産とかの制限をされて、不妊手術とか中絶というところに至っていると思いますが、今でもご家族がある面「本人の将来のために」という名目で交際とか、性交渉とか結婚とか出産、そういったどこかのプロセスを制限するということがあるかと思えます。そういう話も聞く、耳にするところです。

また地域に出れば、北海道の事案に限らず、支援者があるいは周りで関わる人たちが「どうせ2人では育てられないでしょ」とか、あるいは、「誰が結局育てることになるの」といったことで、結婚もそうですけど、性交渉や出産というのを事実上制限をしたり、あるいは実際に手術をされる方も今もいらっしやると聞いています。

このあたりを北さんの言葉を借りれば、「もう2度と同じようなことがないように」ということを、どう、この検証会議が答えていくのかというゴールに向けてどういう調査をしていったらいいのかなとか思いながら、今の報告を聞いておりましたが、座長、委員長も含めてすでに出ている意見も含めて、意見があればお聞かせいただければと思います。

(松原座長) ありがとうございます。関哉委員は委員としてどのようにお考えでしょうか。

(関哉委員) 関哉です。

まずやらなきゃいけないと思っているのは、第3分科会で障害のある子どもの親や家族へのサポートの有無とありますけれども、端的に言うと、サポートに限らず、まず、実態がどうなっているのかというのを親や家族というところに確認をしていくというのが、ただ聞き取り調査をすれば、あるいはアンケートをとれば集まる問題ではなさそうだなという部分があるんですが、ただそこに切り込んでいかないといつまでたってもタブー視される問題、というような気もするので、具体的には、親の会や家族会みたいところに聞き取りを通じて、思いの部分と、あとサポートが足りない、あるいは子どもが将来生まれた後に、社会でいろいろ差別を受けたり、不利益を受けるんじゃないか、そういったところに制度的な改正を含めて、手当ができる部分もあればできない部分もあるのかもしれない、そういう整理をできたらなと思います

がもっと踏み込んで検討できればと思っております。

(松原座長) ご意見ありがとうございます。これは分科会で言いますと第3分科会ということになりますけれども、坂元委員、これまでの進捗も踏まえて、今のご意見いかがでしょうか。

(坂元委員) 今の点を具体的に第3分科会で議論をしたことはありませんので、課題としては、今ご指摘のあったような点は、委員の方々も認識されているのではないかと思っております。

そういう意味で、優生保護法の問題を我々取り上げてはいるんですけれども、自分自身はハンセン病の問題をやるときに、ハンセン病というのは、終生隔離政策をとったわけなんです。

終生隔離政策っていうのはどういうことかという、軽快者が出て来ても決して退所させない。

退所させない中で、この政策を提言した光田健輔氏はそれまでイギリスの女性たちが当時、らい療養所と言っていたわけですが、男女別で収容するというのを、それは刑務所であれば、期限が決まっているからそれは耐えられるかも知れないけれども、終生ですからそれはできないですよということで男女共に一つの療養所で暮らすことになる。そうすると今度は男女間の問題が出てくるので、そこを許しながら、でも生殖はさせないということで、法的根拠なく断種手術を、優生保護法の前までやり続けた。

結局優生保護法の前に生殖に介入して、生まれるハンセン病の子どもは、それは未病の状態、この子の将来は暗いと光田健輔氏も評論の中で書いているわけですね。勝手にそういうふうな規定をして、生殖を禁止してきた。長い長い日本の歴史の中で新たな定義をされましたけれども、ゲノムの話ですとかね、羊水検査の話とか、こういうようなもので通底している思想というものが何かということが、やっぱりこの検証会議で議論していく必要があるだろうと思います。

ただいま提起された問題については、これから分科会の中でもう少し委員の意見を聞きながら対応していこうと思うというのが今の率直な私の見解です。

(松原座長) ありがとうございます。

最高裁判決で、国が優生保護法を問題だと正式に認めたのが2024年ですから、1996年に母体保護法に変わっても2024年までは基本的に構造は変わっていないと言わざるを得なかったのではないかと思います。ですので、優生保護法下でのケアをする、周囲の身近にいる方々と当事者との関係を巡る、特に性を巡る問題というのは、タブー視されておりますので、非常にご当人たちにとっては大変なことがあると思われま。これはそういった大変さというのはですね、現在も形は変わっているかもしれないけれども続いているということは、今、関哉委員がおっしゃったような例からも、十分わかることです。ですから、検証会議の提言がですね、やはりそうい

った人たちがしっかりと明るい方向に向けるんだと思えるようなですね、そういうものになっていくためには、どうしたらいいんだろうということを考えながら、進めていく必要があると思いました。

関連する課題は多岐にわたるので、全てについて同じように限られた時間の中で、解明し尽くすというのは、目標にしたいとはいえですね、現実には難しいところがありますので、重要度をどういうふうに考えながら、検証会議として取り組んでいくかということについては今、関哉委員にご意見をいただいたように、あるいは先ほど佐々木委員から新しい優生思想という話もいただいたように、しっかりと率直な議論、意見交換をするような機会を作っていきたいと、座長としては、考えたところがございます。

それでは、田門委員からも手を挙げていただきましたのでお願いいたします。

(田門委員) 田門です。第3分科会を担当しております。その中で、福祉を担当しております。

関哉先生のお話は本当におっしゃる通りだと思います。私も同感です。

福祉担当として、進め方、2点ございまして、福祉施設に対して、それに対する調査です。平成8年の改正後の実態がどのようになっているか。それを調査項目にどのように入れるか、入れていきたいんですけども、今、第1分科会と第2分科会の方で福祉施設に関する調査をやられていると思います。

平成8年以降の対応についての項目を入れてほしいということがまずあります。

その他にもう一つ、障害者団体に関してです。一時金の法律のときに調査がされています。一時金の際には、改正前の実態を調査されていると思います。

そこも改正後の調査というのは行われていません。なので障害者団体に関しても、改正後の状況を調査する必要があると感じておりました。

やはり現実を変えるためにはどのようにしたらいいかというのを項目に入れたいと思います。

ただ一時金の方に関して、そこに入っていない障害者団体というのもあると思います。それも含めて広く調査したいと思っております。

例えば、関哉委員がおっしゃったような保護者の障害に関する考え方ですとか、そういった部分をどのように調査すべきかなどは非常に考えるところですが、検討していきたいと思っています。また佐々木委員がおっしゃった内容ですとか、団体などを詳しく調査できる実態をよくご存知の方たちがいらっしゃると思いますので、そういったところに調査にも行きたいと思っております。

その他どこか何か調査するのにいい団体がありましたら、ご紹介いただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

(松原座長) 田門委員、ありがとうございます。

協力の呼びかけも感謝いたします。

福祉施設に対する調査に関して、今第1分科会で準備をしているという報告がありましたけれども、今、田門委員がおっしゃった質問を取り入れられるかどうか。

そのあたり現状の見通しはいかがでしょうか。

(利光委員) 第1分科会の利光です。

今座長の方からおっしゃっていただいたように第1分科会では全国の福祉施設、医療機関もですけれども、福祉施設についてですね。

主には、優生保護法下の被害実態について調査をしている予定ですが、それについて、母体保護法下での被害の状況であったりとか、あるいはそれに対する施設の支援の状況であるとか、について調査項目、こういう項目を入れたらいいのではないかとこのを既に田門委員の方から具体的なものをいただいております。それをどういう形で全体の調査項目の中に入れていけるのかどうかというのは、今の第1分科会の方で検討しているところですので、ここについてはまた田門委員とも、第3分科委員会とも協働しながら、できれば母体保護法下の状況であったり、というのも、つかめるような形での全国的なとか、ちょっと大きな形でのアンケートができればいいなと考えております。

また、よろしくご協力お願いいたします。

(松原座長) ありがとうございます。

第1分科会は、「優生保護法下の」という一定の限定があります。

だからこそ、第3分科会では優生保護法後というふうに分けております。

それで第1分科会で、例えば福祉施設にお伺いするという内容については、主に優生保護法下で残された方々の記録あるいは中絶や不妊手術に関する記録というところ

です。母体保護法後、どういう取組を福祉施設としてしているかという設問をそういったいろいろな昔の資料を収集するための設問とどういうふうに質問のリストとして、妥当性を持たせるのかというところを今議論しているところです。

やはりアンケートの調査の内容や形式、方法自体が調査結果の正確さに影響してきますので、そのあたりを、第1分科会では議論しながら、どういう質問をしていくかということをご精査していただけるかと思っております。

ただ、田門委員がご指摘いただいた検証についても大変重要なところがございますので、具体的にどういう形にすればいいのかといったところは引き続き詰めていくということになるかと思っております。

それで、先ほど佐々木委員が手を挙げて、次に上東委員、藤井委員が手を挙げられたので、まずこの3人の委員の方に順にお話をいただくという形にしたいと思っております。

それでは、佐々木委員からどうぞ。

(佐々木委員) 田門さんから母体保護法下の調査のことについてご提案がありました。

これについて私が思うのはですね、福祉施設などに聞き取り調査をするとなかなか本音レベルでの意見が出てこない可能性が高いとは思いますが。

もちろん、その本音を言うかというレベルで言うと同じなのですが、一番実情を知っているのは、知的障害者、精神障害者の場合には、それらの方々のご家族なんですね。家族会などが本当の本音を誠実に話してくれるか、我々がそこまでの交渉ができるかということに調査の成否はかかっていると思うのです。

そういう意味で、なかなか福祉系の業者さんを相手に調査しても事実を引き出すのは難しいんじゃないのかなというふうに思っています。もう一点申し上げますと、母体保護法下の不妊手術等の調査をするときに、そのような不妊手術をなくしたいというのはその通りなのですが、実は法律的に言うと、母体保護法の14条でそれが正当化されてしまうようにできてると思うんです。つまり、母体の経済的な危険性とか身体的危険性がある、しかも同意してんじゃないかということで、全部それらの規定で処理されてしまうので、おそらく書類を見ても事実が出てこないと思うんですね。そのことは私が以前に申し上げたことがあります。

そのことで私が何を言おうとしているかということ、そこで言われている同意というものが本当の、真実の同意なんだろうかということが法律的には問題になるということです。

そのことをいみじくも令和6年7月3日の優生保護法の大法廷判決が言っていて、このようなへんばな差別的な制度の中で同意を求めること自体、意味がないんだということを、概略、判例は言っています。ですからそういった意味で、この同意の実態が本当なのか。つまり、北海道の福祉施設さんについて、2024年もしくは2023年に新聞で問題になった知的障害者の不妊手術の問題がありました。

これについて、実は無理やりやられたと言っている知的障害者の方はたった1人しかいないんです。それはたった1名であり、他の人たちは同意してるという形をとってるのです。つまり、「君、これこれこうだから手術をしますよ」と言われて、「いいえ」と言える胆力とか気力、そういったものを障害のある方々に求めるのは問題だと私は思っています。以上です。

(松原座長) ありがとうございます。

ではちょっと時間の関係でご発言先をお願いします。

では上東さんをお願いします。

(上東委員) 関哉さん、田門さん、佐々木委員の提言して下さったことに関してなんですけれども、私は知的障害があるカップルの子育て支援をしているグループホーム取材したことがあります。

佐々木委員がおっしゃったような、北海道の当該施設は、確か、当人の支援をして

らんであって、子どもの支援まで私達の仕事ではないというようなことを言っていたと思うんですけども、確かに、当事者に提供する障害福祉サービスには子育て支援は含まれず、報酬として出ません。では、取材したグループホームはどうやって子育て支援をしているのかというと、地域の保育所であるとか、子育て支援、あとは学校、民生委員、要対協とか。

友達とか職場も含めていろんな繋がりを密にされていて、情報交換を常にしているんですね。そういうところで、総合的なゆるいネットワークみたいなのができていて、全体として支える仕組みが何となくできているという。これはもう制度ではないのだけれども、そういう仕組みというか人間関係を、支援者あるいはご本人さんたちとの社会生活の中で作り上げていました。

ご結婚される前にも、これから家事をどうするのか、家計の管理をどうするのか、子どもをもつことについて支援者の方と話をしながら、結婚して子どもを育てている。私も取材に行ってから、またさらにそのご夫婦はお子さんが増えているようなんですけども、本当に普通の家族なんですよ。

そういうところの実践はすごく将来に繋がるヒントを持っているなと感じて、私も勉強になりました。あとは結婚支援に関しては、大きな施設でも結婚支援をしているところもあるので、そういったところに学んで、逆になにが足りないか考える機会になるかもしれません。ご紹介できる施設ですので、必要でしたらお声掛けください。

(松原座長) ありがとうございます。

では藤井委員をお願いします。

(藤井委員) 藤井です。

検証戦略っていうのは、過去の事実を積み上げていくという地道な第1分科会のような。もう一つは、あるべき正解にどう持っていくのかという近未来から引っ張り上げていくという方式。

例えば、国内人権機関の問題なんかも世界で実践されているし、今、関哉さんがおっしゃったような暮らしのありようなんかも海外を含めていろんな実例があるわけで、全く夢を見るような話じゃなくてですね、この方向にということはなくちゃいけないと思うんですよ。これは第3分科会の責任が重いと思うんですけども、そういうふうな視点で見ていったときに、先ほどの佐々木委員が言われたように、新たなこの優生思想と優生思考など含めてあるわけですよ。しかしもう一方で、この現在進行系の優生政策が続いている。これはおわかりのように第3分科会が問われている精神医療での隔離収容、あるいは知的障害者の大型入所施設というところだと思うんですね。

優生保護法問題の検証が当会議に課せられている課題だと思うんですけども、優生保護法の更に上位概念というのは優生政策だと思います。優生政策の中に現れていたのが、一つは外科的な処置、もう一つが、隔離収容という道。

今回は、優生保護法ですから、どうしても優生手術がメイン、あるいは人工妊娠中絶がメインなんだけれども、もう一つ残っているこの隔離収容問題というのは大きな問題。ここから繋がってくるのは関哉委員の話になってくるんだけれども、なぜ隔離収容かという、社会防疫という問題もあるんだけれども、よく病院の責任者が言っているのは、「これ藤井さんね。もし退院という、困るのは、家族でしょ。」ということ、これ平気で言われるわけですよ。

ずっとそれを手繰っていくと、何があるかという、障害の自己責任論、家族責任論というのがあるわけですね。

さらに見ていくと、この国独自のと言ってもいいと思うんだけれども、民法の扶養義務制度。

徹底して家族に責任を負わされてしまうということがあって、欧米のいくつか特にヨーロッパなんかでは、かなり家族扶養から社会扶養に切り替わって、ある年齢に達すると社会扶養というふうになってきている。

だからそういう点でいうと、確かに松原座長が言われる通り、限られた時間なんでね、重点を絞っていくことは大事なんだけれども、成果については、それを設定して、そこに持っていくような論点、論理展開もやっぱり一つ、私は非常に個人的には日本のこの家族責任論、扶養義務制度、ここにも着手しないと、なかなかこれは個人の責任の段階ではね、今のようなことが繰り返されるのではないかと。このことを本当はもう少しまた議論できればなど、私の意見です。以上です。

(松原座長) どうもありがとうございました。

西村委員、どうぞ。

(西村委員) 特に第3分科会のほうにお願いしたいというか。

私は全然大した弁護士じゃないんだけれども、例えば、藤原弁護士などが、国内人権機関と言ってますけれども、僕自身は弁護士をやるときに、ハンセンの裁判をやろうと思ったこともないし、優生の裁判をやろうと思ったこともないし、そういう社会の注目を集めることをやれるような弁護士になれるはずだと思ったこともないんだけれども、現実にはね、ハンセン病っていうのは昔からあるけれども、裁判は、それほど昔からあるわけじゃないんですよ。きっと誰かは相談してたと思うんだけれども、相談を受けたいろんな弁護士さんはきっと無理だろうと言ったと思うんですね。

でも、誰かがやった。

それから、この優生にしても、仙台の代表の方、新里さんが相談を受けたのが、ここからスタートなのかもしれないけれど、もしかしたら、その前に違うところで何げない相談を受けたか知れないけれど、そんなものは無理だよといった弁護士がいるかもしれないので、僕は、少なくともハンセンの裁判や優生の裁判を相談を受けたときに、最初の弁護士さんたちがどういうふうな思いで受けてどう、この足を踏み込んでいったか。

僕自身は本当にただ、北海道でやる人がいないからやっただけで、初めは小島さんの話を聞いたけど残念ながら、それほど勝てるなという理屈は思いもつかなかったし、実際札幌では三つ裁判をやって、一つは、一審、二審は負けているんですよ。多くの人にはもうみんな忘れてるかもしれないけれど、これは僕が中心でやったやつで負けているんですね。

ご存知のように、高裁の判決も勝たせてはくれたけれども、多くのところは東京、仙台以外はね。でも、全ての人を勝たせてくれる判決理論は出してくれないんですよ。

みんな3年とか5年とか、いろんな理屈をつけて当該の原告は勝てるけれど、そうだったら鹿児島の人には負けちゃうとか、そういう基準だったんですよ。

けども、みんな勇気を出して最高裁までやろうということになって、僕が最高裁の前述や最高裁の場でひそひそ話をしているときは、本当に勝てるんだろうかっていう話をしてははずなんですよ。

だから、素晴らしい言葉を聞いて、勝ったので、僕は言いたいのは、最初に、本当にこれは人権侵害なんだ。それはどうしてそう思えたみたいなの。できれば第3分科会の方で、僕の知らない弁護士さんたちに調査をしてもらいたいんですね。

それは、もう一つは、だんだんだんだん法学の教育も変わってきたみたいで、要は、依頼を受けたら、お客さんの主張をしてあげればいいので、勝つか負けるかは関係ないというような発想の弁護士さんが、実は、現実に多いんです。札幌でも。

やっぱり僕らだったら受けたら何が何でも勝つ、勝てなかったら和解に持っていく。それで少しでもお客さんのことを言っていくと。それは医療事故であろうと、いろんな事故でもそうなんだけれども、何となく最近の若い弁護士さんたちはお金をもらったら、それはペイになるかならないかしか考えていない方が多いんですね。そういう意味で、長くなりましたけれども、新里さんもそうだし、それからハンセンのことを初めにやられたような弁護士さん。

そういう人たちがいるので、ぜひ第3分科会の方で、そういう先立ちというか、先駆者というか。素晴らしい視点をぜひこの検証の中にも入れたらいいんじゃないか。

ただ、多くの弁護士は関わってこなかったから、弁護士はけしからんとか、検事もけしからんとか、裁判所もいい判決書かないからけしからんとか非難をするのは簡単なんだけど、けしからんじゃない判決を書いた裁判官もすごいし。でも、これは弁護士の発想ですけども、僕らが証拠を出すから、裁判官は、その中からピックアップして勝たせてくれるので、そういう意味で、ちょっとここはね、弁護士を誉めてるんですけど、やっぱりどんな大変な思いをしながらというか。どんな学びをしながら、そのあたりを、できれば第3分科会の方で調べていただければ嬉しいかな。

だからちょっとストーリーが違うし、弁護士のくせに何言ってんの。自分でやれって言われそうですけど、やれないからお願いしてるので、以上です。

(松原座長) 西村委員。ありがとうございます。

ぜひ、西村委員のところに聞き取り調査をしたいと思いましたが。

今、第3分科会という言葉が出ましたが、いろいろな各界の優生保護法問題に関する責任と役割と、あるいはこういった支援や協力、あるいはその推進があったという、そういうことを検討するということになっていると思います。

まず、最後の佐々木委員のお話に関して、坂元委員長、今の時点で、おっしゃれることがあればお願いします。

(坂元委員) 直接の答えではないんですけど、ハンセン病回復者の北野さんの現状はですね、日本ではあまり注目されていませんけれども、障害者権利条約の中に自立生活の権利というものが規定されていて、そして加えてそれは、地域社会に含まれる権利というのがあるんですね。それは何を意味するかというと、施設入所やその他の排除方法、例えば家に隠したり、遠くの場所でコロニー化したりするという、それが障害者の人権侵害になっているんですよというものに対する障害者権利条約の新たな回答がその自立生活の権利であって、そして地域社会に含まれる権利なんだと。実際に北野さんは101歳で退所して、出身地の大阪に戻って、お一人で大阪の市営アパートで暮らしていて、大阪という、再びその地域で暮らしていることで、自由になった気分があるというふうにおっしゃっていたわけなんですね。実家があったとき、大阪の家に帰ろうとしたけども、お客さんの声が聞こえて家に入れず、そして、最終的には裏口から家に入ったと。だけど、ウロウロしている人間がいるというので、村が騒ぎ出して、仕方なく早朝その家から出て行ったという経験も話しておられるわけです。それと、今の北野さんがやってる生活っていうのは全く違うので、我々が検証会議として取り上げるべき視点というのが、出てきていて、そういう視点をぜひみんなで共有していくというのが良いわけですね。日本では、障害者権利条約といたら、合理的配慮でしょうとかいうふうに考えているし、障害者権利条約というのは医療モデルから社会モデルになったんだというような理解が非常に固定的にされているんだけど、しかし障害者権利委員会の委員をやっていたテレジア・デゲナーさんという人は、いやいや、今は障害の人権モデルだと主張をしているわけなんですね。障害者が他の人と同等の権利を持っているんですよ、というようなことを言っておられる。だから、そういう新たな考え方とかいうものをこの検証会議の報告書には、反映する形でやらないと時代遅れになってしまう。出た途端に時代遅れだという批判が出ないように、我々の作業を進めていく必要があるのではないかと。

西村さんが言われた誰が訴えたかという、(ハンセン病に関する訴訟では) 志村さんが原告団の団長で訴えて、そして実際に2001年の判決に結びついたわけなんだけど、志村さんが死んでも死にきれないと言っていた菊池事件の再審はこの前もまた却下されて、残念ながら去年志村さんが亡くなってますから、その再審が認められるということを見ることはできなかったというわけで、やっぱり検証していく問

題というのたくさんあって、その検証する問題として、優生保護法の検証会議に集まっていた委員の方の知恵を結集してですね、第3分科会は再発防止なので、国内人権機関という日本はまだできてない。

そういう当然あるべきものができていないわけで、そういうものができるようなドライビングフォースになるような報告書を書く必要があるんだろうということは自覚をしているということですよ。そういうので第3分科会としては議論していきたいと考えているということです。余計なことでしたけどすみません。

(松原座長) ありがとうございます。

池田委員どうぞ。

(池田委員) 池田です。時間がないところ申し訳ございません。

関哉さんが言ってくれたことをなぞることになってしまうかと思うんですけど、第3分科会で教育を担当していて、私自身がいつもそういうことをちょうど考えておりましたので、自分をまとめる意味でも、発言を残しておこうかなと思ひまして。

先ほど家族は本人の将来のためにという、この論法を「誰々のために」「将来困らないように」というのはまさに教育の論理そのものなので、現在でも学校教育は「子どものために」とみんな教員はいろんなことをやるんですけど、ために思ってやったことはことごとく人権侵害になっている可能性は高く、そのことをきちんともう1回そういう視点からやらなければと思った次第ですし、佐々木さんから出たように、社会の資源の有限性とその資源をどう配分するのかといったところに、価値の低いところには流さないのだといったその価値をつけているのは学校教育そのものですよ。

価値のある人間とそうではない人間を、まさに社会的に配分機能を学校は持っているわけでそれをみんなその軸に乗ってしまっているわけですよ。少しでも良い配分を受けようと思って、少しでも良い価値を見つけようと思って、そこに乗ってしまつて、それが自己責任論になっていって、回収されてしまうということなので、まさに今もずっと続いているそういう優劣をつけていくということですよ。

今日の聞き取りにもありましたけれども、今でいうと特別支援学校の中ですね。もうちょっと詳しくインタビューがもしできれば、その先生たちにもインタビューしたいと思うんですけども、例えば、男女の交際を禁止するとかみたいなことですよ。そういうことが現在でも起こっているということ。ニュースにもなっているかと思いますが、特別支援学校の高等部の子どもたちに対するものとかですね。

あるいはそれこそ、「この子のために思って」とか「将来育てられないでしょう」みたいなことも含めてですよ。

将来を予測して行動を制限していくということ自体が障害者差別、あるいは差別そのものであるということをきちんと伝えられるような何らかの報告書にもそう書きたいんですけど、それをどう立証していくか、説得力を持ってやっていくかということをち

ようど考えなければいけないなと考えているところです。まさに障害者権利条約は人権モデルになったってということは、人権モデルだということをどうやってベースにしていこうかなということを最近ずっと考えています。社会モデルは障害とは何かということをはっきりと明らかにしましたけども、障害者であるとはどういうことかということには、踏み込めないんだと思うんです。障害のありかはここにあるんだ、社会的なものを合理的配慮という形で。

だから、ちょっとこれは私が今、自分のどうしようと思っていることを言っているだけなんですけど、「何々とは何か」という問いとともに、「何々であるとは何か」という問いをしっかりと立てないと第3分科会の特に私の教育の部分にはうまくいかない。ずっと思っているところです。

例えば「女性とは何か」といえば、何か生物学的な定義があるかもしれませんが、「この日本社会で女性であるとは何か」という問いを立てると、だいぶ違ってくると思うんですよね。社会関係のことを問わざるを得ないですよね。

例えば「在日外国人とは何か」との定義は簡単だと思います。でも、「在日外国人であるとはどういうことか」ということになってくると、まさにどのように社会的な関係を持たざるを得ないようにさせられているのか、とかですね。

そういうところになるんだなというふうに思っているんで、私はそれが人権モデルというところに繋がっていくんじゃないかと思っているので、長くなって恐縮です。関哉さんの提言、まさに教育の論理だなと思いましたので、ちょっと派生させていただいて、ちょっとこんなことやっていければということで確認のつもりで話をさせていただきました。

(松原座長) どうもありがとうございます。

松永委員どうぞ。

(松永委員) 時間がなくて申し訳ございません。手短に申し上げます。

先ほど佐々木委員の方から、知的障害のある方々が同意をほとんどなさって、反対したのは1人、というご意見が出ました。疑問を呈されました。その考え、正しいです。疑問は正しいです。私は知的障害のある方の施設にりましたが、知的障害のある方々は、特徴として、職員にOKをもらわないと行動しない。トイレに行くのも、知的障害のある方々は職員さんにトイレ行っていいですかと伺って、いいですよと言われないと行かないという、他者に指示されてイエスマンであるという特徴がありますので、その1人しか反対していないというのは、本当に同意したのかっていうのは正しくないなと私は思っています。

当たってます。先ほど朝倉さんがおっしゃったのと同じですね。健常者の言うことを聞くというふうに育てられてしまって、入所施設でもそういう生活が続いておりますので、調査研究は、知的障害の当事者の研究、甚だ少ないです。以上でございます。

(松原座長) どうもありがとうございます。

皆さんそれぞれですね、ご専門、それから皆様のこれまでのバックグラウンドをしっかりとこの場の議論に生かしてくださって、非常に優生保護問題を巡る多角的なアプローチについて多くのヒントをいただいたと思っております。

やはり、人権とは何かということについて、今学問的にもですね、いろいろな議論が出ているところで、その障害者の人権モデルというのも大変新しいチャレンジな人権を巡る新たな展開の一つであると私は認識しておりますけれども、まさにこの優生保護問題というのは、そういったチャレンジな、非常に我々が安穩と語れないような新しい視野を開拓して論点を開いていくような、そういう普遍的かつ個別的な問題を含んでいるというふうに改めて考えました。

そろそろ議論は以上としたいのですけれども、よろしいでしょうか。オンラインの委員の方よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは本日はですね、朝倉さんの聞き取りを行い、また、各分科会のご報告をいただき、さらに時間をかけてですね、多くの委員から非常に踏み込んだ問題提起や意見表明をいただきました。また、いろいろな提案をいただきました。

冒頭、私、ご挨拶させていただいたところで申しましたように、この2026年は最終報告書に向けて、どのように報告書の構成を作っていくのかについて、しっかりと前に進む議論をすべきときでございます。

これをおざなりにしますと、報告書という形でまとめることはできません。この報告書というのは単なる形式の問題ではなくて、今縷々ご議論いただいたような、将来に向けての非常に重要な意義を持つ報告書でございます。

ですので、ぜひこれまで通りあるいは、これまでに増して皆さんの積極的なコミットメントご協力これをいただきたいと思いますと思っております。

では事務局にお返しいたします。

(採澤事務局長) 事務局の採澤です。

本日はどうもありがとうございました。

次回の検証会議は6月9日火曜日の10時から12時を予定しております。検証委員の皆様にはオンラインで参加いただくということになります。

引き続きオンラインでの公開は、これまでと同様に行う予定です。次回もどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(松原座長) 以上をもって検証会議を終了いたします。ありがとうございました。

以上